[事案 2022-179] 契約無効請求

・令和5年6月30日 和解成立

<事案の概要>

募集人から虚偽の説明を受けたこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成10年3月に終身保険(契約①)、平成28年2月に医療保険(契約②)とがん保険(契約③)、令和元年9月にがん保険(契約④)、同年10月に医療保険(契約⑤)とがん保険(契約⑥)、令和2年11月に医療保険(契約⑦)を契約したが、以下等の理由により、契約①②③④⑤⑥⑦を無効として、既払込保険料と解約返戻金との差額を支払ってほしい。

- (1)契約①について、募集人から、虚偽の説明を受けて解約してしまい、その後不要で高額な保険を次から次へと勧められた。
- (2)契約②③について、募集人から、貯金型であり解約しても全く損はないとの虚偽の説明を受けた。
- (3)契約④⑤⑥⑦について、募集人から、相続税対策になり、貯金型で解約しても全く損はないとの虚偽の説明を受けた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、説明時、誤解を生じさせないようにするため、パンフレットや設計書の該当箇所に手書きで文字を書き込むのではなく、線やマーカーを引きながら説明した。
- (2)契約①②③④⑤⑥⑦は、申立人の要望に応じて申込手続や解約手続を行ったものであり、 募集人は、誤説明や相続税対策であるとの説明をしたことはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況等を把握 するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、 和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。